令和８年度診療報酬改定

１．賃上げ対応

賃上げ・物価対応に係る全体像

【基本的な考え方】

賃上げ対応

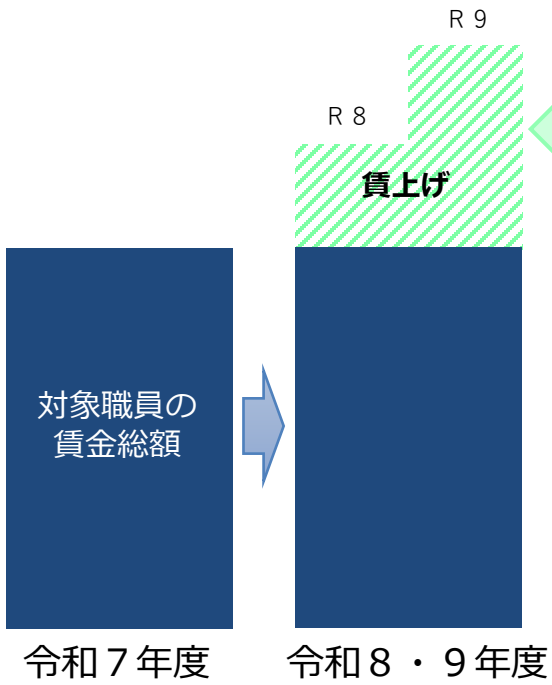

新水準のベースアップ評価料等による支援

■ 賃上げ余力の回復・確保のための特例的な対応を含む必要な措置を講じるとともに、医療現場での生産性向上の取組みと併せ、必要な措置を講じることで、以下のベースアップ実現を支援。

医療機関等の対象職員
令和８年度：＋3.2%
令和９年度：＋3.2%
（看護補助者・事務職員は＋5.7%）

物価対応

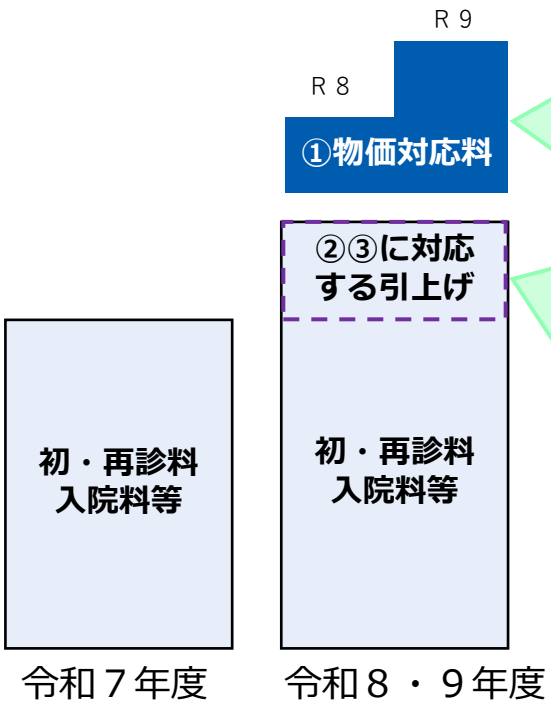

■ **物価対応料を新設**
(令和９年度は令和８年度の２倍となる予定)
①令和８年度以降の物価上昇への対応分

■ **入院料等に包括**
②令和６年度診療報酬改定以降の経営環境の悪化を踏まえた緊急対応分
③高度機能医療を担う病院（大学病院を含む）への特例的な対応分

■ それぞれの施設類型ごとの費用関係データに基づき配分を行う。さらに、病院の中でも、その担う医療機能に応じた配分を行う。

【令和８年度以降の対応】

■ 令和８年度の医療機関の経営状況等について調査を実施。

■ 実際に支給される給与（賞与を含む）に係る賃上げ措置の実績について詳細な把握を行う。

■ 実際の経済・物価の動向が令和８年度診療報酬改定時の見通しから大きく変動し、医療機関等の経営状況に支障が生じた場合は、令和９年度予算編成において加減算を含め更なる必要な調整（特例的な対応分を除く）を行う。

賃上げに向けた評価の見直し（概要）

ベースアップ評価料の対象の拡大

- 入院医療、外来医療及び在宅医療等の医療提供体制を支える、保険医療機関等に勤務する幅広い職員の人材確保及び確実な賃上げを実施する観点から、**ベースアップ評価料の対象となる職員を拡大**する。
  - 事務職員、40歳未満の医師・歯科医師・薬局薬剤師も対象とする。（経営者、役員等は除く。）
- 歯科診療報酬において、歯科技工所の歯科技工士の確実な賃上げを図る観点から、**歯科技工所ベースアップ支援料を新設**する。
- 調剤報酬において、薬局の薬剤師及び事務職員等の確実な賃上げを図る観点から、**調剤ベースアップ評価料を新設**する。

ベースアップ評価料の評価体系の変更

- 外来・在宅ベースアップ評価料、歯科外来・在宅ベースアップ評価料及び訪問看護ベースアップ評価料について、**継続的に賃上げを実施している保険医療機関とそれ以外の保険医療機関において異なる評価**を行う。
- 全てのベースアップ評価料について、**令和８年度及び令和９年度において段階的な評価**とする。

入院料の見直し

- 継続的な賃上げに係る評価を行う観点から、**入院基本料等を引き上げる**。
- 令和６年度及び令和７年度において賃上げを実施している等の保険医療機関とそれ以外の保険医療機関を区別する観点から、**入院基本料等に減算規定を新設**する。

賃上げに係る評価の使途の見直し

- 夜勤職員の確保を行う観点から、看護職員処遇改善評価料及びベースアップ評価料による収入を、**夜勤手当の増額に用いることを可能**とする。

令和８年度改定における賃上げに係る評価のイメージ【外来・在宅】

- 外来医療又は在宅医療を実施している医療機関における賃上げ対応は、①新たな賃上げ目標に対応するための外来・在宅ベースアップ評価料の水準等の見直し、②令和６年度改定の外来・在宅ベースアップ評価料に相当する追加的評価の新設の２つの観点から、対応を行う。
- 令和９年度においては、①に相当する点数を倍増する。

令和７年度以前から継続して賃上げを行っている医療機関

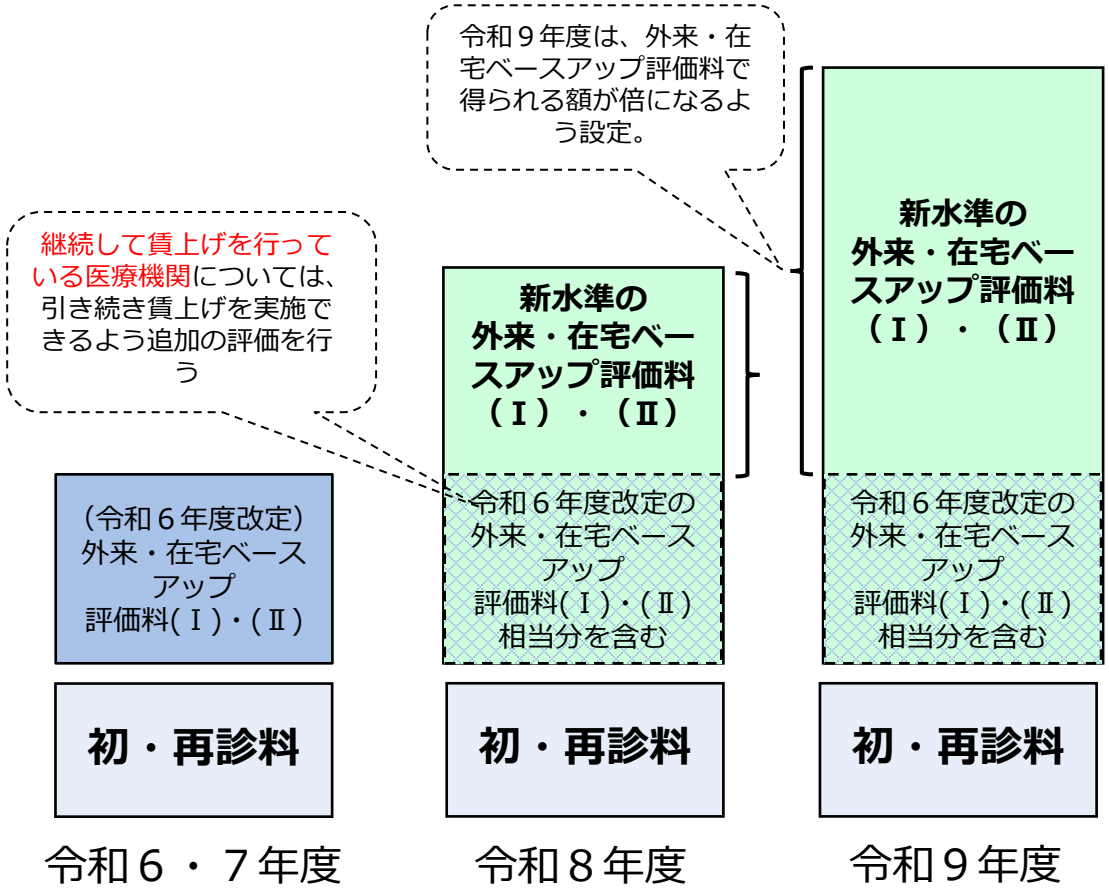

令和８年度から賃上げを行う医療機関

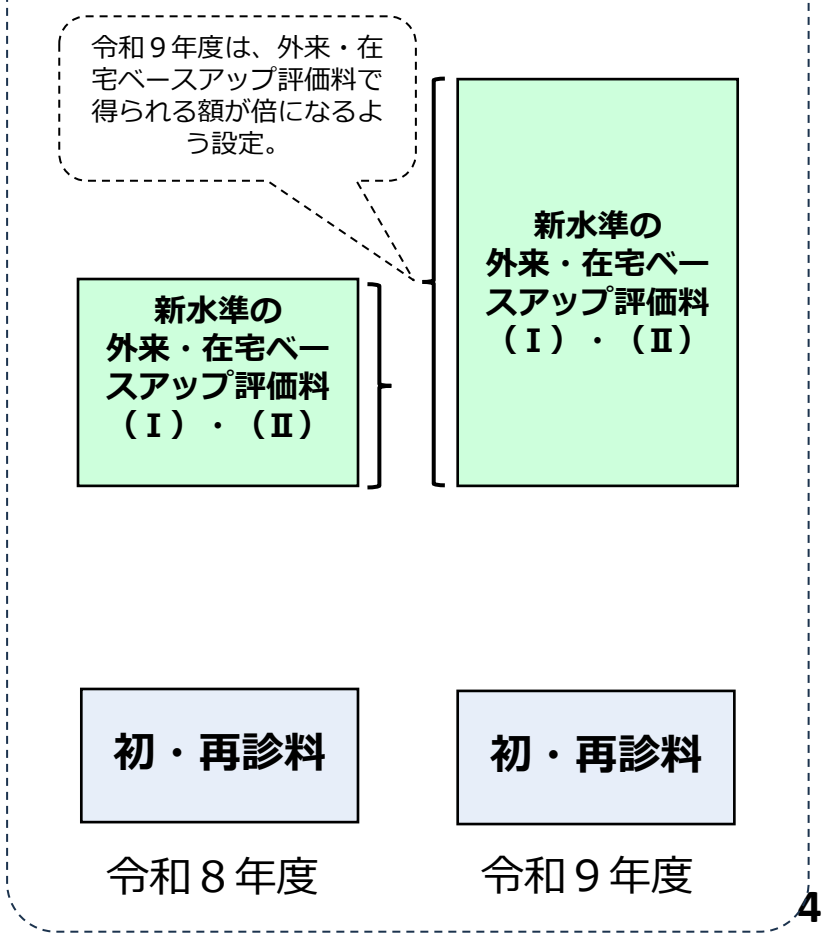

賃上げに向けた評価の見直し①

外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）の見直し

- 外来医療又は在宅医療を実施している医療機関において、勤務する幅広い職員の人材確保及び確実な賃上げを実施する観点から、ベースアップ評価料の対象となる職員を拡大した上で、評価を見直す。

現行

【外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）】
1　初診時　6点
2　再診時等　2点
3　訪問診療時
　イ　同一建物居住者等以外の場合　28点
　ロ　イ以外の場合　7点
［算定要件］(抜粋)
主として医療に従事する職員の賃金の改善を図る体制につき、（中略）所定点数を算定する。

［施設基準］(抜粋)
主として医療に従事する職員が勤務していること。

改定後

【外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）】
1　初診時　**17点**
2　再診時等　**4点**
3　訪問診療時
　イ　同一建物居住者等以外の場合　**79点**
　ロ　イ以外の場合　**19点**
［算定要件］(抜粋)
当該保険医療機関において勤務する職員の賃金の改善を図る体制につき、（中略）所定点数を算定する。

［施設基準］(抜粋)
当該保険医療機関に勤務する職員がいること。

- 全てのベースアップ評価料について、**令和８年度及び令和９年度において段階的な評価**とする。
- **継続的に賃上げを実施している保険医療機関とそれ以外の保険医療機関において異なる評価**を行う。

	令和８年６月～令和９年５月		令和９年６月～	
	新たに賃上げを行う施設	継続的賃上げ実施施設	新たに賃上げを行う施設	継続的賃上げ実施施設
初診時	17点	23点	34点	40点
再診時	4点	6点	8点	10点
訪問診療時（同一訪問診療時以外）	79点	107点	158点	186点
訪問診療時（同一訪問診療時）	19点	26点	38点	45点

賃上げに向けた評価の見直し②

外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）の見直し

- 外来医療又は在宅医療を実施している医療機関において、賃金のさらなる改善が必要である医療機関に勤務する幅広い職員の人材確保及び確実な賃上げを実施する観点から、評価を見直す。

現行

【外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）】
1　外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）　1
　イ　初診又は訪問診療を行った場合　8点
　ロ　再診時等　1点
～
8　外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）　8
　イ　初診又は訪問診療を行った場合　64点
　ロ　再診時等　8点

改定後

【外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）】
1　外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）　1
　イ　初診又は訪問診療を行った場合　8点
　ロ　再診時等　1点
～
12※　外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）　12
　イ　初診又は訪問診療を行った場合　96点
　ロ　再診時等　12点
※令和９年６月以降は、24区分まで拡大する。

- **継続的に賃上げを実施している保険医療機関とそれ以外の保険医療機関において異なる評価**を行う。
- 全てのベースアップ評価料について、**令和８年度及び令和９年度において段階的な評価**とする。

	令和８年６月～令和９年５月				令和９年６月～			
	新たに賃上げを行う施設		継続的賃上げ実施施設		新たに賃上げを行う施設		継続的賃上げ実施施設	
	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ
区分1	8点	1点	16点	2点	8点	1点	16点	2点
・・・	・・・	・・・	・・・	・・・	・・・	・・・	・・・	・・・
区分12	96点	12点	160点	20点	96点	12点	128点	16点
・・・	－	－	－	－	・・・	・・・	・・・	・・・
区分24	－	－	－	－	192点	24点	256点	32点

令和８年度改定における賃上げに係る評価のイメージ【入院】

- 入院料における賃上げ対応は、①令和６年度改定の入院ベースアップ評価料及び②賃上げ余力の回復・確保分に相当する分については、入院料の増点を行うほか、③新たな賃上げ目標に対応する入院ベースアップ評価料の見直しを行う。
- 令和９年度においては、入院ベースアップ評価料で得られる額が倍になるよう区分等を見直す。

令和７年度以前から継続して賃上げを行っている医療機関

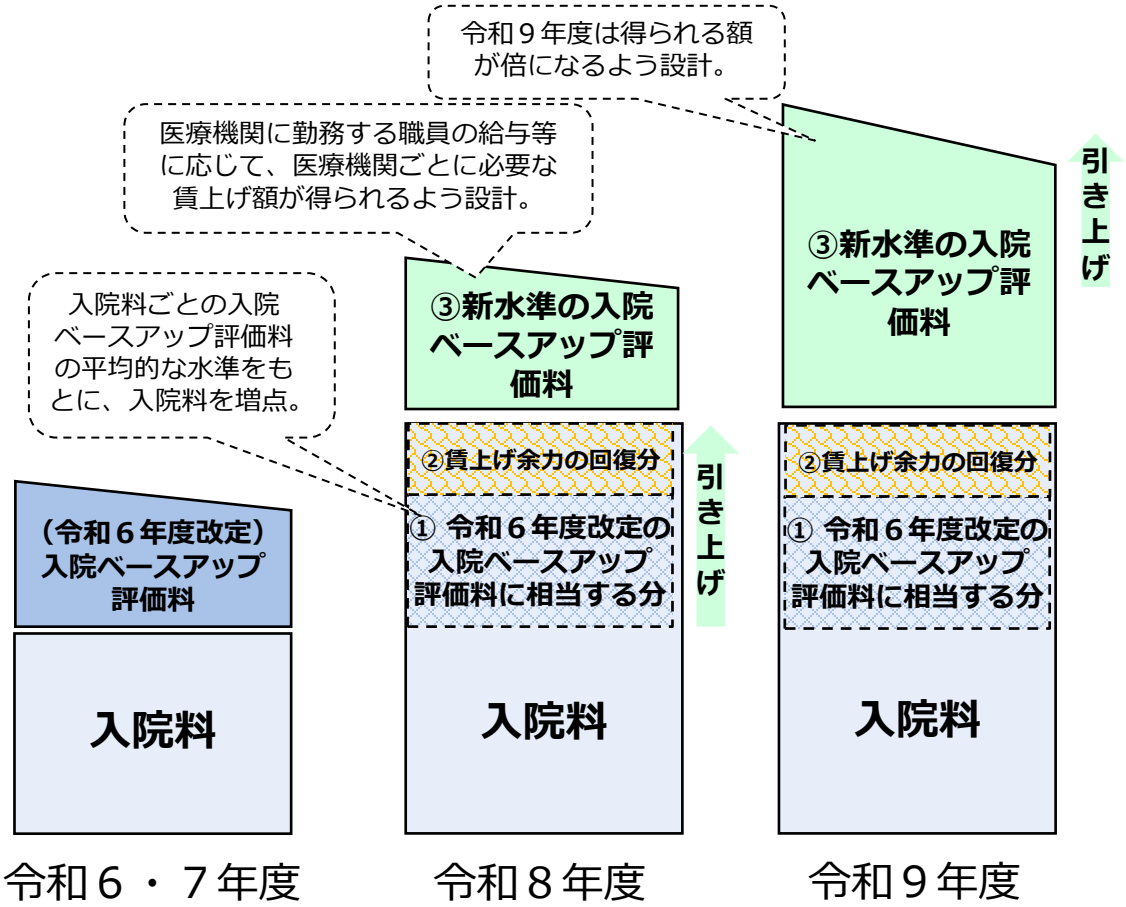

令和８年度から賃上げを行う医療機関

賃上げを行わない医療機関

令和６・７年度分のベースアップ評価料で求められた賃上げの水準を満たしていない一部の医療機関については、入院料を減算。

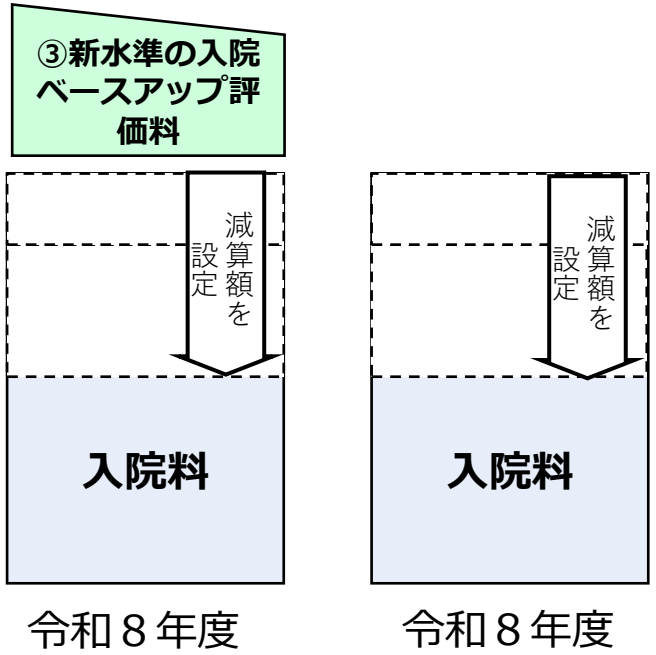

賃上げに向けた評価の見直し③

入院ベースアップ評価料の見直し

➢ 入院医療を実施している医療機関において、勤務する幅広い職員の人材確保及び確実な賃上げを実施する観点から、ベースアップ評価料の対象となる職員を拡大した上で、評価を見直す。

現行

【入院ベースアップ評価料】
1　入院ベースアップ評価料１　１点
～
165　入院ベースアップ評価料165　165点

［算定要件］(抜粋)
注　主として医療に従事する職員の賃金の改善を図る体制につき、（中略）所定点数を算定する。

改定後

【入院ベースアップ評価料】
1　入院ベースアップ評価料１　１点
～
250※　入院ベースアップ評価料**250**　**250点**
※令和９年６月以降は、500区分まで拡大する。

［算定要件］(抜粋)
注　**当該保険医療機関において勤務する職員**の賃金の改善を図る体制につき、（中略）所定点数を算定する。

入院料の見直し及び減算規定の新設

➢ これまでの物価高騰による医療機関等の物件費負担の増加や、継続的な賃上げに係る評価を行う必要性があることを踏まえ、基本診療料等について点数を引き上げる。

現行

（例）【一般病棟入院基本料】
急性期一般入院料１　1,688点

改定後

（例）【一般病棟入院基本料】
急性期一般入院料１　**1,874点**

➢ 令和６年度及び令和７年度において賃上げを実施している保険医療機関とそれ以外の保険医療機関を区別する観点から、入院基本料等に減算規定を新設する。

（例）急性期一般入院料１の場合　121点減算（１日あたり）

［施設基準］以下のいずれかを満たす保険医療機関以外は、減算の対象となる。
- ○　令和８年３月31日時点において、入院ベースアップ評価料の届出を行っていること。
- ○　令和６年３月と比較して、継続的に賃上げを行っている保険医療機関であること。
- ○　令和８年６月１日以降に新規開設した保険医療機関であること。

ベースアップ評価料に関する主な変更点①（内容）

➢ ベースアップ評価料の算定要件・施設基準について、以下の変更を行う。

現行	改定後
○賃上げの目標 令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%、計4.5%の賃上げを目指す	○賃上げの目標 **令和8年度に3.2%（看護補助者・事務職員は5.7%）**、令和９年度に**さらに3.2%（看護補助者・事務職員は5.7%）の賃上げを目指す**
○対象となる施設 保険医療機関、訪問看護ステーション	○対象となる施設 保険医療機関、**保険薬局**、訪問看護ステーション
○対象となる職員 主として医療に従事する職員（医師、歯科医師、専ら事務作業を行う事務職員等を除く。） 例）薬剤師・看護師・看護補助者　　等	○対象となる職員 **当該保険医療機関に勤務する職員**（40歳以上の医師・歯科医師・薬局薬剤師、業務委託により勤務する者を除く。経営者、法人役員を含まない。） 例）左記の対象職員に加え、**40歳未満の医師・歯科医師・薬局薬剤師、事務職員**　　等
○ベースアップ評価料により評価される総額の算出方法 （入院ＢＵ評価料の場合） 12か月の対象職員の給与総額（賞与、法定福利費等を含む）の１月あたりの平均値の2.3% （外来・在宅ＢＵ評価料(Ⅱ)、訪看ＢＵ評価料(Ⅱ)）の場合） 12か月の対象職員の給与総額（賞与、法定福利費等を含む）の１月あたりの平均値の1.2%	○ベースアップ評価料により評価される総額の算出方法 （入院ＢＵ評価料の場合）以下を合計したもの ◆医師・歯科医師以外 **「月額賃金総額」（基本給等と、時間外手当等の月ごとに変動して支払われる手当の合計）に、定められた率（賃上げ目標×1.29）を乗じた額** ◆40歳未満の医師・歯科医師 **常勤・非常勤（22時間以上）ごとの人数に、定められた額を乗じた額** （外来・在宅ＢＵ評価料(Ⅱ)、訪看ＢＵ評価料(Ⅱ)）の場合） **上記を２で割ったもの**
○ベースアップ評価料を充てて良い給与の範囲 基本給等の引上げ及びそれに伴う賞与、時間外手当、法定福利費(事業者負担分等を含む)等の増加分	○ベースアップ評価料を充てて良い給与の範囲 基本給等の引上げ及びそれに伴う賞与、時間外手当、法定福利費(事業者負担分等を含む)等の増加分 **※恒常的に夜間を含む交代制勤務を取っている職員に支払う夜勤手当は、毎月支払われる手当に準じて、基本給等に含めて良いこととする。**
○賃金の改善（賃上げ実績）の判断材料 「当該評価料による賃金の改善措置が実施されなかった場合の賃金総額」と、「当該評価料による賃金の改善措置が実施された場合の賃金総額」との差分	○賃金の改善（賃上げ実績）の判断材料 ※現行と同様の考え方だが、次のように明確化する。 「**賃金改善前（令和８年３月又は５月時点）の給与体系**を、**当該年度に勤務している職員の賃金に当てはめた場合の基本給等総額**」と、「**当該評価料を算定した年度に勤務している職員の基本給等総額**」との差分

ベースアップ評価料に関する算出方法の概要

ベースアップ評価料の区分決定における「賃金改善算定基礎額」の算出方法

- 入院ＢＵ評価料、外来・在宅ＢＵ評価料（Ⅱ）、訪問看護ＢＵ評価料（Ⅱ）等では、届出時に、区分決定のために、**「賃金改善算定基礎額」**（＝ベースアップ評価料により当該医療機関に支払われる見込みとなる賃金改善原資の月当たりの総額に相当）の算出が必要。
  ※外来・在宅ＢＵ評価料（Ⅰ）、訪問看護ＢＵ評価料（Ⅰ）、調剤ＢＵ評価料では算出は不要。
- 「賃金改善算定基礎額」は、対象職員の月額賃金総額、40歳未満の医師・歯科医師数に基づいて算出する。

月額賃金総額
・基本給又は毎月決まって支払われる手当
＋
・毎月、月ごとに変動して支払われる手当
（賞与等、特定の時期にのみ支払われる手当を含まない）

×

40歳未満の医師・歯科医師の人数
（常勤・非常勤別、経営者・役員を除く）

×

	「厚生労働省が定める数」		
	R8.6～R9.5	R9.6～R10.5	
下記以外の対象職員	1.29×3.2%	1.29×6.4%	＝●
看護補助者・事務職員	1.29×5.7%	1.29×11.4%	＝●
常勤	27,021円／人	54,042円／人	＝●
非常勤(週22時間以上)	9,244円／人	18,487円／人	＝●

1.29の係数は、事業者が負担する以下のような経費等を踏まえたもの
・事業主が負担する法定福利費
・月額給与に伴って変動する賞与

これらを足したものが
「賃金改善算定基礎額」

- 「賃金改善算定基礎額」を、ＢＵ評価料の算定見込み回数（入院では延べ入院患者数、外来では初診料・再診料等算定回数）で割ることにより、届け出ることのできる区分が決定される。

ベースアップ評価料の実績報告に含めることのできる賃金改善額の範囲

- 評価料により得られる収入は、対象職員の「**基本給等の引上げ（ベア等）**」及び「**ベア等に伴う賞与、時間外手当、法定福利費（事業者負担分を含む）等の増加分**」に用いる。
- 令和８年度診療報酬改定より、**恒常的に夜間を含む交替制勤務をとっている職場の職員**に支払われる**夜勤手当の増加額**についても、毎月決まって支払われる手当に準じて、基本給等に含めることができる。

賃金に関する用語の定義

賃金に関する用語の定義について

- 看護職員処遇改善評価料及びベースアップ評価料における、「基本給等」「月額賃金」の定義は、下記の図の範囲のものである。
- 届出時には、区分決定のための**賃金改善算定基礎額の算出に当たって、②月額賃金を用いる**。
- **本評価料で得られる収入**については、①**基本給等の引上げ**、⑤それに伴う**賞与、時間外手当、法定福利費（事業者負担分を含む。）の増加分**に充てることとなっている。
  - その際、恒常的に夜間を含む交代制勤務をとっている職場の職員に支払われる**夜勤手当**については、毎月支払われる手当に準じて**①基本給等に含めて差し支えない**。
  - 賃金改善中間報告書、賃金改善実績報告書においては、①⑤の増加額を報告することとなる。

本評価料に係る賃金の全体イメージ

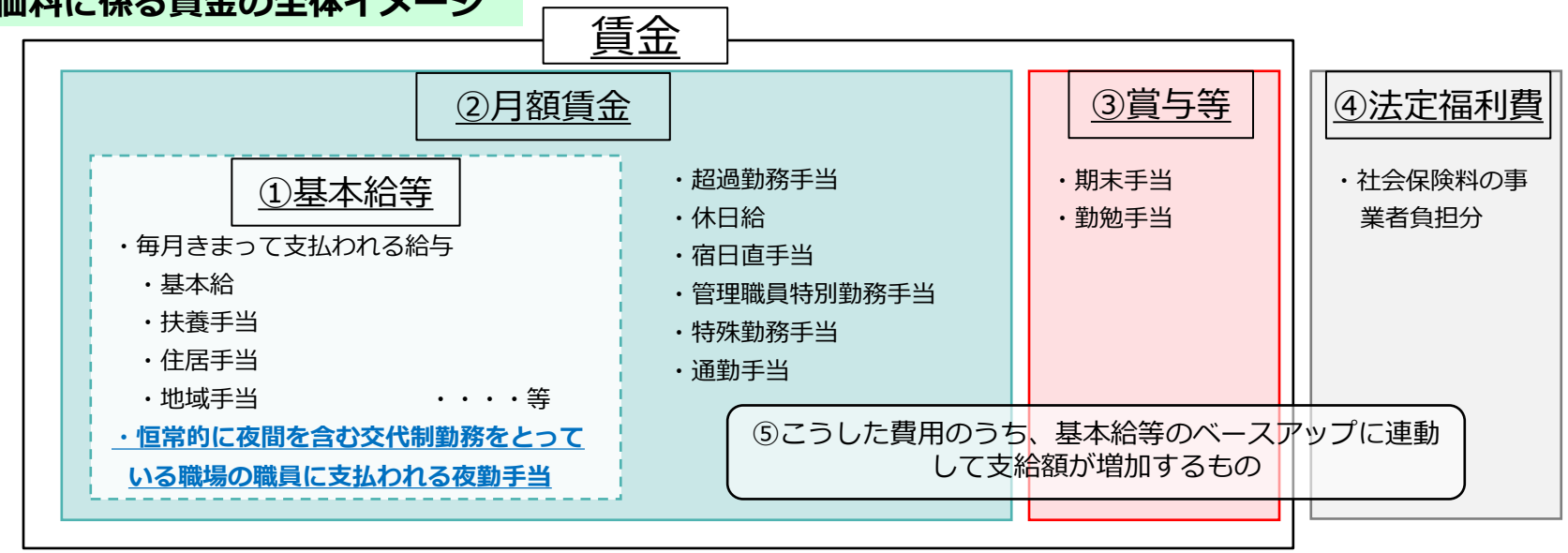

中間・実績報告書に含めることのできるベースアップの範囲

ベースアップとは

- 医療機関等においては、ベースアップ評価料の算定額を、ベースアップに充てる必要がある。
- ベースアップとは、賃金表の改定により、同じ年齢・職位の者の給与が前年度より引き上がることを意味する。年齢や勤続年数が増加したことによる給与の引き上げ（定期昇給）は、ベースアップに含まれない。
  - ベースアップ評価料の算定額を充てることのできる範囲は、「基本給等」（＝基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げ）の引き上げや、時間外手当・賞与などのうち基本給等に連動して引き上がる部分、基本給等の増加による法定福利費の事業主負担の増額分が含まれる。

※賞与のうち、業績に連動して引きあがるものについては「基本給等」の対象外である。
※年俸制で１年に１回定められ、毎月均等に支払われる報酬の１月当たり分は「基本給等」に該当する。

ベースアップの考え方（賃金表がある場合）

- 「ベースアップ（ベア）」とは、賃金表の改定等により賃金水準を引き上げることをいう。

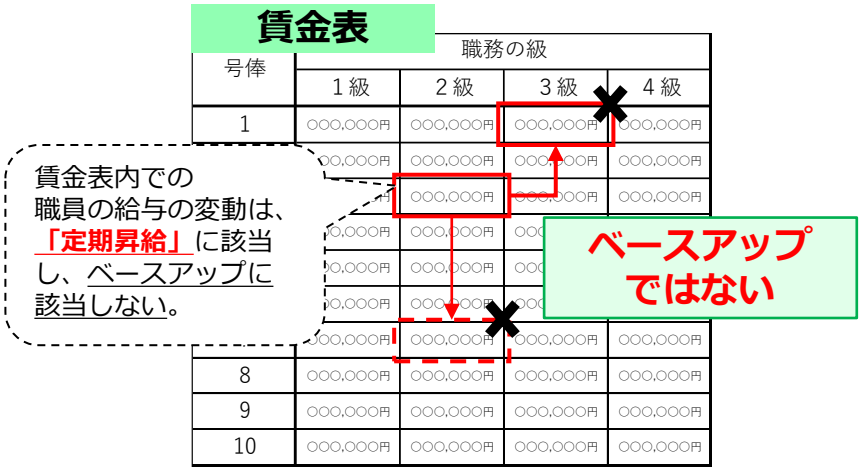

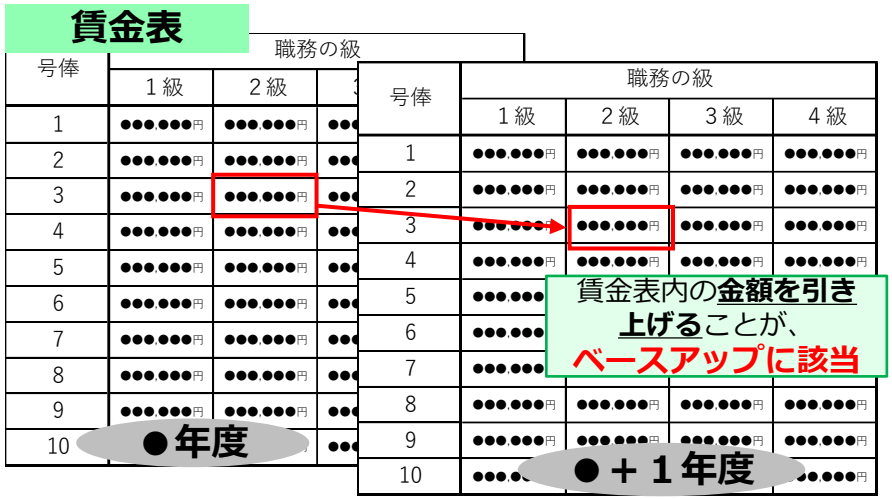

賃金表がない場合

- 賃金表がない医療機関の場合は、給与規定や雇用契約に定める基本給等について、引上げを行う。

継続的に賃上げを実施する保険医療機関への評価

令和７年度以前から継続的に賃上げを実施した保険医療機関への評価

➢ 令和７年度以前から継続的に賃上げを実施し、ベースアップ評価料を届け出ていた医療機関等については、令和８年度診療報酬改定後も、令和６年度改定でのベースアップ評価料の評価を踏まえた報酬額が設定される。

継続的に賃上げを実施した保険医療機関

○　令和８年３月31日時点でベースアップ評価料を届け出ている保険医療機関

○　令和８年度の対象職員（医師・歯科医師を除く。）の、当該評価料を算定する月時点の基本給等を合計し、令和６年３月時点と比較した場合に、5.5%（看護補助者、事務職員については、８%）に相当する水準以上のベア等を行った保険医療機関

○　令和９年度の対象職員（医師・歯科医師を除く。）の、当該評価料を算定する月時点の基本給等を合計し、令和６年３月時点と比較した場合に、8.7%（看護補助者、事務職員については、13.7%）に相当する水準以上のベア等を行った保険医療機関

等

外来の場合

○　外来・在宅ベースアップ評価料が段階的に設定され、左記の条件に該当する場合には高い点数となる。

入院の場合

○　入院料の評価に、令和６年度以降のベースアップ評価料に相当する部分が含まれている。

※　このため、左記の条件に該当しない医療機関については、入院料の減算額が設定されている。

令和８年３月までにベースアップ評価料を届け出ていなかったが、相当する賃上げを行った場合の届出方法

○　基本給等総額の改善額について、令和６年３月時点との比較を算出して【様式９8】に記載して届け出る。

○　基本給等総額の改善額については、保険医療機関の勤務職員（医師・歯科医師を除く）について、「看護補助者・事務職員」と「それ以外」の両群で求められる水準（令和８年度であれば、令和６年３月の基本給等総額に対し、前者が5.5%、後者が8%）が異なっているが、両群を合わせた改善額が、両群に求められる額の合計以上となっていればよい。

ベースアップ評価料に関する主な変更点②（手続き）

➢ ベースアップ評価料を届け出る際の様式や運用面について、以下の変更を行う。

現行	改定後
○届出時の提出書類 保険医療機関に勤務する職員の賃金の改善に係る計画(賃金改善計画書)を作成し、新規届出時及び毎年６月において地方厚生(支)局に届出を行う	○届出時の提出書類 **各評価料に必要な情報（対象職員・評価区分の算出）のみを入力する届出書添付書類**の作成・提出のみ **（賃金改善計画書は作成不要）**
○区分変更時の届出 毎年３、６、９、12月に区分計算を新たに算出を行い、区分に変更がある場合は算出を行った月内に地方厚生(支)局長に届出を行う	○区分変更時の届出 「**対象職員の数**」又は「**３月毎の外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）及び歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）の算定回数**」が１割以上変動し、**区分再計算をした場合に区分の変化がある場合のみ**
○実績等の報告 毎年８月に、前年度における賃金改善の取組状況を評価するために「賃金改善実績報告書」を作成し、地方厚生(支)局長に報告	○実績等の報告 毎年８月に、**当該年度における賃金改善の状況**を評価するため「**賃金改善中間報告書**」を作成し、地方厚生(支)局長に報告 算定した年度の翌年の８月に、**前年度における賃金改善の取組状況**を評価するために「**賃金改善実績報告書**」を作成し、地方厚生(支)局長に報告
○同一法人内の複数医療機関の通算 （新設）	○同一法人内の複数医療機関の通算 **同一の給与体系に基づく保険医療機関を複数有している法人**においては、**法人内の複数保険医療機関を通算**して、区分計算に必要な「賃金改善算定基礎額」の算出や実績報告時に提出する「賃金改善実績報告書」及び「賃金改善中間報告書」の作成が可能とする
○届出様式の統合 【様式93】看護職員処遇改善評価料 【様式97】入院ベースアップ評価料 それぞれの評価料において、様式の届出が必要	○届出様式の統合 **【様式97】看護職員処遇改善評価料及び入院ベースアップ評価料** ・様式を１つに統一 ・様式内で**各評価料における区分計算も自動で算出**できる

ベースアップ評価料に関する手続きの概要

ベースアップ評価料を届け出る場合に必要な手続きの流れ

- 令和８年度にベースアップ評価料による賃金改善を行う場合には、算定を開始する前月までに届出を行う。
- 算定する年度の８月に賃金改善中間報告書、翌年度の８月に賃金改善実績報告書を提出する必要がある。

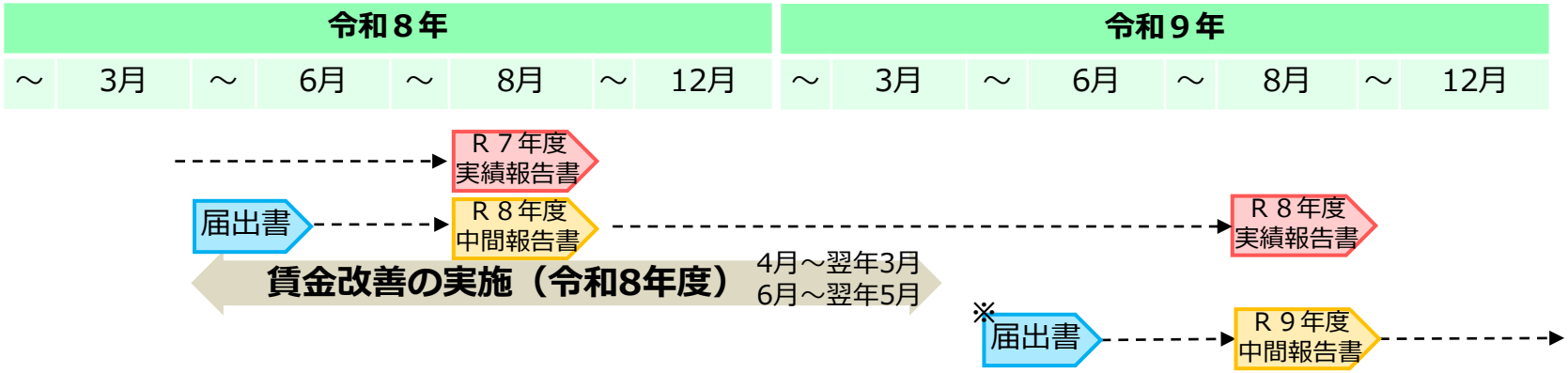

- 届出書、賃金改善中間報告書、賃金改善実績報告書に記載を要する主な事項は次の通り。
  - 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）のみを届け出る場合は、申請時点では、評価料の対象職員のみが分かれば申請が可能。
  - 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）、入院ベースアップ評価料を届け出る場合であっても、申請時点では「月額賃金総額」や「延べ入院患者数」等が分かれば申請できる。（今改定から、申請時点での「賃金改善計画書」の添付は不要）

  ※ただし、外来ベースアップ評価料（Ⅰ）を令和８年度から継続して算定する場合には、令和９年度の届出書の提出は不要。

届出書

○外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）
- 対象職員数

○外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）・入院ベースアップ評価料
- 初再診料等の算定回数、延べ入院患者数
- **月額賃金総額**
- 対象職員数

中間報告書

- ベースアップ評価料の算定収入額
- 対象職種ごとの常勤換算数
- **基本給等総額（給与改善前・後）**
- 賞与の月数の変化

※対象職種を指定して報告：
医師・歯科医師・看護職員・看護補助者・事務職員

報告書

- ベースアップ評価料の算定収入額
- 対象職種ごとの常勤換算数
- **基本給等総額（給与改善前・後）**
- 賞与の月数の変化

※対象職員の合計及び、一部の対象職種の内訳について報告

- 算定期間内に、区分計算時に必要な項目の大きな変動（**対象職員数の１割以上の変動**、３月ごとのベースアップ評価料の**算定回数の１割以上の変動**）があり、**再計算をした場合に区分の変化がある場合**には、区分変更の届出が必要。

賃上げに係る評価の見直し④

賃上げに係る評価の使途の見直し

➢ 夜勤職員の確保を行う観点から、看護職員処遇改善評価料及びベースアップ評価料による収入を、夜勤手当の増額に用いることを可能とする。

現行

【看護職員処遇改善評価料】
［施設基準（抜粋）］
（１）～（４）　（略）
（５）（３)について、安定的な賃金改善を確保する観点から、当該評価料による賃金改善の合計額の３分の２以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当(以下「基本給等」という。)の引上げ(以下「ベア等」という。)により改善を図ること。
　ただし、令和６年度及び令和７年度に、翌年度以降のベア等の改善のために繰り越しを行った場合においては、当該評価料の算定額から当該繰り越しを行った額を控除した額のうち３分の２以上をベア等により改善を図ることで足りるものとする。
（６）～（10）　（略）

改定後

【看護職員処遇改善評価料】
［施設基準（抜粋）］
（１）～（４）　（略）
（５）（３）について、安定的な賃金改善を確保する観点から、当該評価料による賃金改善の合計額の３分の２以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当(以下「基本給等」という。)の引上げ(以下「ベア等」という。)により改善を図ること。
　なお、恒常的に夜間を含む交替勤務制をとっている職場の職員に支払われる夜勤手当については、毎月支払われる手当に準じて基本給等に含めて差し支えない。
（６）～（10）　（略）

※外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）及び（Ⅱ）、歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）及び（Ⅱ）並びに入院ベースアップ評価料においても同様。

夜勤を含む負担の軽減及び処遇改善に資する計画の明確化

夜勤を含む負担の軽減及び処遇改善に資する計画の明確化

➢ 看護職員の夜勤負担を組織的に軽減することを促す観点から、看護職員夜間配置加算等において、夜勤に係る負担の軽減や処遇の改善に資する計画を立案し、体制の整備が促進されるよう要件を明確化する。

現行

【総合入院体制加算】
［施設基準（通知）］
１　総合入院体制加算１に関する施設基準等
(７)　病院の医療従事者の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制として、次の体制を整備していること。なお、医師事務作業補助体制加算や急性期看護補助体制加算等を届け出ている保険医療機関において、勤務医又は看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制を整備する場合は、当該加算に係る体制と合わせて整備して差し支えない。
ア・イ　（略）
ウ　イの計画は、医療従事者の現状の勤務状況等を把握し、問題点を抽出した上で、具体的な取組み内容と目標達成年次等を含めた医療従事者の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画とすること。また、当該計画を職員に対して周知徹底していること。
エ　（略）

【夜間看護加算・看護職員夜間配置加算】
［施設基準（通知）］
11　療養病棟入院基本料の注12に規定する夜間看護加算の施設基準
(１)・（２）　（略）
(３)　看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制として、次の体制を整備していること。
ア・イ　（略）
ウ　イの計画は、現状の勤務状況等を把握し、問題点を抽出した上で、具体的な取組み内容と目標達成年次等を含めた看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画とすること。また、当該計画を職員に対して周知徹底していること。
エ　看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に関する取組事項を当該保険医療機関内に掲示する等の方法で公開すること。
（４）～（６）　（略）

改定後

【急性期総合体制加算】
［施設基準（通知）］
１　急性期総合体制加算１に関する施設基準等
(７)　病院の医療従事者の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制として、次の体制を整備していること。なお、医師事務作業補助体制加算や急性期看護補助体制加算等を届け出ている保険医療機関において、勤務医又は看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制を整備する場合は、当該加算に係る体制と合わせて整備して差し支えない。
ア・イ　（略）
ウ　イの計画は、医療従事者の**夜勤を含む**現状の勤務状況等を把握し、問題点を抽出した上で、具体的な取組み内容と目標達成年次等を含めた医療従事者の**夜勤を含む**負担の軽減及び処遇の改善に資する計画とすること。また、当該計画を職員に対して周知徹底していること。
エ　（略）

【夜間看護加算・看護職員夜間配置加算】
［施設基準（通知）］
11　療養病棟入院基本料の注12に規定する夜間看護加算の施設基
(１)・（２）　（略）
(３)　看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制として、次の体制を整備していること。
ア・イ　（略）
ウ　イの計画は、**夜勤を含む**現状の勤務状況等を把握し、問題点を抽出した上で、具体的な取組み内容と目標達成年次等を含めた看護職員の**夜勤を含む**負担の軽減及び処遇の改善に資する計画とすること。また、当該計画を職員に対して周知徹底していること。
エ　看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に関する取組事項を当該保険医療機関内に掲示する等の方法で公開すること。
（４）～（６）　（略）

賃上げに向けた評価の見直し⑤

訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）の見直し

- 訪問看護ステーションにおいて、勤務する幅広い職員の人材確保及び確実な賃上げを実施する観点から、ベースアップ評価料の対象となる職員を拡大した上で、評価を見直す。

現行

【訪問看護ベースアップ評価料】
1　訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）　780円
2　（略）

［算定要件］(抜粋)
主として医療に従事する職員の賃金の改善を図る体制にある場合には、（中略）訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）として、月１回に限り算定する。

［施設基準］(抜粋)
主として医療に従事する職員が勤務していること。

改定後

【訪問看護ベースアップ評価料】
1　訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）　**1,050円**
2　（略）

［算定要件］(抜粋)
当該訪問看護ステーションに勤務する職員の賃金の改善を図る体制にある場合には、（中略）訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）として、月１回に限り算定する。

［施設基準］(抜粋)
当該訪問看護ステーションに勤務する職員がいること。

- 全てのベースアップ評価料について、**令和８年度及び令和９年度において段階的な評価**とする。
- **継続的に賃上げを実施している訪問看護ステーションとそれ以外の訪問看護ステーションにおいて異なる評価**を行う。

	令和８年６月～令和９年５月		令和９年６月～	
	新たに賃上げを行う訪看ST	継続的賃上げ実施訪看ST	新たに賃上げを行う訪看ST	継続的賃上げ実施訪看ST
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）	**1,050円**	**1,830円**	**2,100円**	**2,880円**

賃上げに向けた評価の見直し⑥

訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）の見直し

- 訪問看護ステーションにおいて、賃金のさらなる改善が必要である訪問看護ステーションに勤務する幅広い職員の人材確保及び確実な賃上げを実施する観点から、評価を見直す。

現行

【訪問看護ベースアップ評価料】
1　（略）
2　訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）
イ　訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）1　10円
ロ　訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）2　20円
↓
ヌ　訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）10　100円
ル　訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）11　150円
↓
ソ　訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）18　500円

[算定要件]
（新設）

改定後

【訪問看護ベースアップ評価料】
1　（略）
2　訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）
イ　訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）1　**30円**
ロ　訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）2　**60円**
↓
ヌ　訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）10　**300円**
ル　訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）11　**330円**
↓
ソ　訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）18　**540円**
ツ　訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）**19**　**570円**
↓
ア　訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）**36**　**1,080円**
※令和９年６月以降、36区分まで拡大

[算定要件]
○　**ツからアまでに規定する額については、令和９年６月以降に算定する。**

- **継続的に賃上げを実施している訪問看護ステーションとそれ以外の訪問看護ステーションにおいて異なる評価**を行う。
- 全てのベースアップ評価料について、**令和８年度及び令和９年度において段階的な評価**とする。

	令和８年６月～令和９年５月		令和９年６月～	
	新たに賃上げを行う訪看ST	継続的賃上げ実施訪看ST	新たに賃上げを行う訪看ST	継続的賃上げ実施訪看ST
区分イ	**30円**	**40円**	**30円**	**40円**
・・・				
区分ソ	**540円**	**1,040円**	**540円**	**630円**
・・・				
区分ア	**－**	**－**	**1,080円**	**1,580円**